

建築基準法施行条例（抜粋）

（手数料の減免）

第31条の3 知事は、別表第1号から第8号までの手数料について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により住宅が滅失し、又は破損した者が、その災害発生の日から6月以内にこれを建築し、又は大規模の修繕をする場合 全額
- (2) 法、令又は他の法令に基づく行政庁の処分により建築する場合 2分の1の額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が公益上必要があると認める場合又は知事が災害その他特別の事由により必要があると認める場合 2分の1の額

2 前項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、地方公共団体の長が発行する被災証明書等前項各号のいずれかに該当することを証明する書類を、当該確認等の申請の際知事に提出しなければならない。

別表（第31条の2関係）

納付義務者	手数料	額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の確認を受けようとする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 7,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 13,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 20,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 29,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 48,000円 (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 71,000円 (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 207,000円 (8) 床面積の合計が1万平方メー

		<p>トルを超え、5万平方メートル以内のもの 311,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 531,000円</p>
1の2 法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定による建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者	建築物に関する構造計算適合性判定手数料	<p>次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき234,000円（法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号において「認定プログラム」という。）による構造計算にあつては、1棟につき178,000円）</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1棟につき287,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき205,000円）</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 1棟につき356,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき222,000円）</p> <p>(4) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 1棟につき436,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき262,000円）</p> <p>(5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき750,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき400,000円）</p>
2 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定による建築設備又は工作物の確認を受けようとする者又は法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定による建築設備若しくは工作物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者	建築設備又は工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	<p>(1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。）一の建築設備につき11,000円</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 一の建築設備につき7,000円</p> <p>(3) 工作物を築造する場合（(4)に掲げる場合を除く。）一の工作物につき12,000円</p> <p>(4) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 一の工作物につき6,000円</p>
3 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第16項の規定による建築物に係る工事	建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	<p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内</p>

<p>の完了の通知に関する検査を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。）</p>		<p>のもの 17,000円  (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円  (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 32,000円  (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 53,000円  (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円  (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 178,000円  (8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 260,000円  (9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 455,000円</p>
<p>4 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第16項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者（法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に限る。）</p>	<p>特定工程を含む建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料</p>	<p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 13,000円  (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 16,000円  (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円  (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 30,000円  (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 52,000円  (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 69,000円  (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 161,000円  (8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 252,000円  (9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 445,000円</p>
<p>5 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による建築設備又は工作物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する</p>	<p>建築設備又は工作物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料</p>	<p>(1) 建築設備の場合 一の建築設備につき16,000円  (2) 工作物の場合 一の工作物につき12,000円</p>

検査を受けようとする者		
6 削除		
7 法第7条の3第1項の規定による建築物の特定工程に係る工事の検査を受けようとする者又は法第18条第19項の規定による建築物の特定工程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者	建築物に関する中間検査申請又は特定工程に係る工事完了通知手数料	次に掲げる中間検査（法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築主事による検査をいう。）を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 13,000円 (2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 16,000円 (3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円 (4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 28,000円 (5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 49,000円 (6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 66,000円 (7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 147,000円 (8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 222,000円 (9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 407,000円
8 削除		